

勝央町保育所等給食費補助金交付申請(全額補助)の手引き

概 要

保護者の経済的負担を軽減するため、保育所等(認定こども園、保育所、幼稚園であって町外の施設を含む)を利用している3歳児から5歳児の子どもの保護者が保育所等に支払うべき給食に要する費用を補助します。

補助対象者

勝央町に住民登録しており、保育所等に通園している3歳児から5歳児までの子どもの保護者

補助対象経費

保護者が支払う令和8年11月分から令和9年3月分までの給食費(月額)のうち全額を補助します。

	名 称	内 容	補助対象経費	補助率	交付上限額
給 食 費	主食費	ごはん、パンなどに係る費用	保護者が保育 所等に支払う給	10/10	子ども一人につき月 額 2,000 円を上限
	副食費	おかず、おやつに係る費用	食に要する費用	10/10	子ども一人につき月 額 5,200 円を上限

手続き内容

○町立保育園に通園されている場合

→手続きは不要です。勝央町にて給食費の免除手続きを行います。

○町外の公立保育園・公立認定こども園・公立幼稚園に通園されている場合

→所在地市町村が主食費及び副食費は徴収します。施設代理受領又は償還払いによる手続きが必要です。(次の交付方法にてご確認ください。)

○町外の私立保育園に通園されている場合

→当該施設が主食費を徴収し、勝央町が副食費を徴収します。副食費については手続き不要です。勝央町にて副食費の免除手続きを行います。なお、主食費については、施設代理受領又は償還払いによる手続きが必要です。(次の交付方法にてご確認ください。)

○町外の私立認定こども園・私立幼稚園に通園されている場合

→当該施設が給食費を徴収します。施設代理受領又は償還払いによる手続きが必要です。(次の交付方法にてご確認ください。)

○認可外保育施設に通園されている場合

→当該施設が給食費を徴収します。給食費を支払われた場合は償還払いの手続きが必要です。(次の交付方法にてご確認ください。)

交付方法

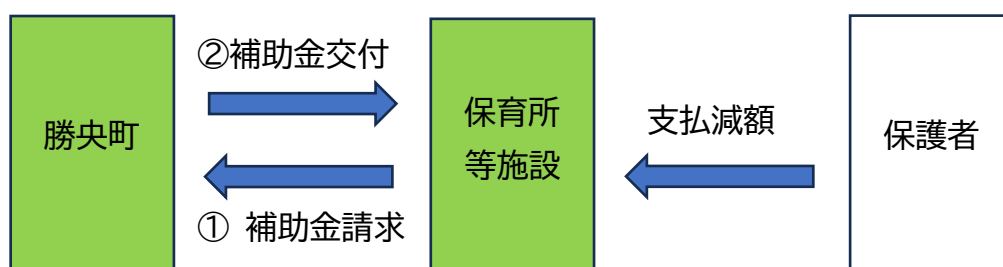
勝央町が徴収する主食費・副食費については、給食費徴収と補助金交付を相殺することで免除になります。

なお、施設が徴収する給食費については、次のいずれかの方法により補助金を交付します。

○施設代理受領型・・・保育所等が申請者

保護者が支払うべき給食費を免除することにより、保育所等が免除した給食の額に相当する補助金を勝央町が保育所等へ支払います。

申請書類：勝央町保育所等給食費補助金請求書（施設代理受領）



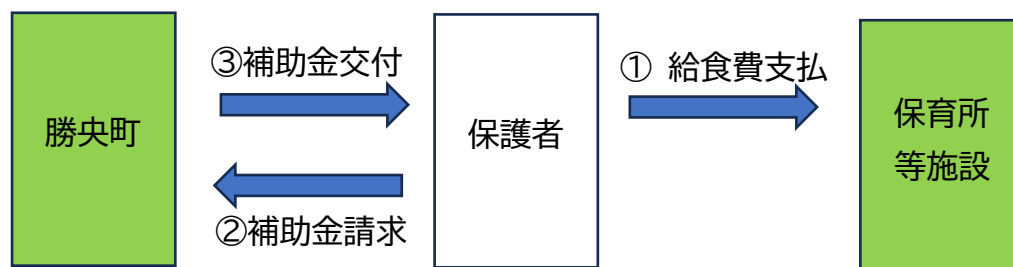
○償還払い型・・・保護者の方が申請者

保護者が保育所等へ給食費を支払った場合、保護者へ補助金を支払います。勝央町役場健康福祉部に交付申請をしていただき、交付決定後、補助金を指定口座に振り込みます。

申請書類：□勝央町保育所等給食費補助金交付申請書兼請求書（償還払い）

□支払いを証明する書類（保育所等からの領収書、口座振替の場合は通帳コピー等の確認ができる書類、給食費の金額がわかる書類等）

□その他町長が必要と認める書類



注意事項

- ・本補助金交付後、虚偽や交付要件に該当しないことが判明した場合、補助金返還となります。
- ・指定期限までに本申請書類の不備が解消できない場合、又は申請要件を満たすことができなかった場合には、本申請を取り下げたものとみなされます。

申 請 先 ・ 問 い 合 わ せ 先

勝央町役場 健康福祉部 こども未来室

〒709-4334 勝田郡勝央町平 242 番地 1（勝央町総合保健福祉センター内）

TEL:0868-38-1192 Mail:kankyouhoken@town.shoo.okayama.jp